

## 【利用料金】

介護保険が適用される場合は、基本料金（下記「料金表」参照）の1割又は2割、3割が利用者負担金となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額利用者負担となります。

### (1) 訪問介護の【料金表】－基本料金・通常時間帯の場合－

サービス内容 1回あたりの所要時間		基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 （基本料金の1割）	利用者負担金 （基本料金の2割）
身体介護 中心型	20分未満	1,670円	167円	334円
	20分以上30分未満	2,500円	250円	500円
	30分以上1時間未満	3,960円	396円	792円
	1時間以上1時間30分未満	5,790円	579円	1,158円
	1時間30分以上	30分増すごとに840円を 加算	30分増すごとに 84円を加算	30分増すごとに 168円を加算
引き続き「生活援助中心型」を算定 する場合		25分増すごとに670円 を加算 （身体介護の所要時間が 20以上の場合に限る。）	25分増すごとに 67円を加算	25分増すごとに 134円を加算
生活援助 中心型	20分未満			
	20分以上45分未満	1,830円	183円	366円
	45分以上	2,250円	225円	450円
通院等乗降介助		990円	99円	198円

注1 「危険を伴う入浴や排せつ介護などの身体介護中心型」及び「生活介助中心型」において、利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等が訪問介護を提供した場合は、上記基本利用料の2倍の額となります。上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これらの基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

注2 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合は、一旦介護保険適用外の場合の料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日津久見市の窓口に出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

## 【加算料金】

1. 初回加算・・・2,000円/月（自己負担額200円/月）
2. 緊急時訪問介護加算・・・1,000円/回（自己負担額100円/回）
3. 生活機能向上連携加算①②・・・①1,000円、②2,000円/月（自己負担額①100円、②200円/月）
4. 認知症専門ケア加算・・・(I) 30円/日（自己負担額3円）(II) 40円/日（自己負担額4円）
5. 夜間・早朝・深夜加算

以下の場合には、利用料が割増されます。

通常時間帯外のサービス	夜間（午後6:00～午後10:00）	25%割増
	早朝（午前6:00～午前8:00）	25%割増
	深夜（午後10:00～午前6:00）	50%割増
2名の訪問介護員によるサービス提供		2倍の料金

【介護職員処遇改善加算】

○ 加算算定対象サービス

サービス区分	キャリアパス要件等の適合状況に応じた加算率
	加算Ⅰ
訪問介護サービス	13.70%

※ なお、算出利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。

【介護職員等特定処遇改善加算】

○ 加算算定対象サービス

サービス区分	加算Ⅱ
訪問介護サービス	4.2%

※ なお、算出利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。

(2) 津久見市介護予防・日常生活支援総合事業

サービスの内容	回数	利用者負担金額 (基本料金の1割)	利用者負担金額 (基本料金の2割)
訪問介護 (週1回程度)	5週目がある場合、 月5回まで	1,176円/月 (日割りの場合1日につき 39単位)	2,352円/月 (日割りの場合1日につき 78単位)
訪問介護 (週2回程度)	5週目がある場合、 月9回まで	2,349円/月 (日割りの場合1日につき 77単位)	4,658円/月 (日割りの場合1日につき 154単位)
訪問介護 (週3回程度)	月8回以上	3,727円/月 (日割りの場合1日につき 123単位)	7,454円/月 (日割りの場合1日につき 246単位)
訪問型A (生活援助のみ60分)	月8回まで	201円/回	402円/回
訪問型A (時短 30分未満)		167円/回	334円/回

注1 上記の基本利用料は、津久見市で定める金額です。なお、金額の改定があった場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

注2 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えて額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

注3 月途中からの介護保険申請者の利用に関しては日割り計算となります。

(3) 交通費

事業所の実施地域を超える地点より20kmを越える地域に限り、訪問する際の交通費が下記のとおり必要となります。

20km以上～30km未満の場合	500円	(例) 佐伯市 等
30km以上の場合	700円	(例) 大分市・佐伯市蒲江・佐伯市直川 等